

岩手県県土整備部週休2日工事実施要領

平成29年9月12日
建技第399号

【沿革】平成29年9月12日付け建技第399号制定、平成30年2月6日付け建技第658号一部改定、平成30年7月13日付け建技第298号一部改定、平成31年2月27日付け建技第739号一部改定、令和元年12月12日付け建技第542号一部改定、令和2年3月31日付け建技第800号一部改定、令和2年5月28日付け建技第107号一部改定、令和2年10月1日付け建技第416号一部改定、令和3年3月16日付け建技第796号一部改定、令和3年9月24日付け建技第495号一部改定、令和4年3月25日付け建技第983号一部改定、令和5年1月18日付け建技第682号一部改定、令和6年1月15日付け建技第688号一部改定、令和6年9月13日付け建技第476号一部改定、令和7年9月11日付け建技第408号一部改定

(目的)

第1 本実施要領は、県土整備部が所管する工事において週休2日を確保する工事（以下、「週休2日工事」という。）を実施するために、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 週休2日

- (1) 完全週休2日（土日祝）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）（以下、「祝日に関する法律」という。）に規定する祝日に指定し、同一週にそれらに相当する日数以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、事前の協議等により、災害対応や地元調整等から土日祝の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合など、受注者の責によらず土日祝に施工を行わざるを得ない場合は、土日祝に代わる現場閉所日を同一週に指定するものとする。
- (2) 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、事前の協議等により、災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少くなる場合など、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を同一週に指定するものとする。
- (3) 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (4) 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (5) 4週8休（港湾工事）とは、起算する土曜日から始まり、4週目の金曜日までで終わる4週間又は起算する月曜日から始まり、4週目の日曜日までで終わる4週間を1期目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日又は5週目の月曜日から8週目の日曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日（完成届提出日）まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分（土曜日、日曜日、休日、夏季休暇及び年末年始休暇）の閉所日があることをいう。なお、工事着手日（準備工含まず）以降で最初の土曜日又は月曜

日から1期目を起算することとし、工事完了日（完了届提出日）直前の1期間の末日となる金曜日又は日曜日までを評価対象とする。

ただし、対象期間が1期間に満たないものは、対象期間の全てを評価対象外とする。

2 週休2日交替制

- (1) 完全週休2日交替制（土日祝）とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら、その週に含まれる土日祝に相当する日数以上の休日を確保する取組をいう。
- (2) 完全週休2日交替制（土日）とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日を確保する取組をいう。
- (3) 月単位の週休2日交替制とは、対象期間の全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。
- (4) 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

3 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

4 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

5 週休2日の達成判断

- (1) 完全週休2日（土日祝）とは、対象期間の全ての週において、土日祝に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日祝に施工を行わざるを得ない場合は、監督職員と事前に協議した上で、土日祝に代わる現場閉所日を同一週に指定するものとする。

受注者の責によらず、悪天候の影響により、やむを得ず平日に現場閉所し、土日祝に施工が必要な場合があることから、1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。土日祝に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間にそれらに相当する日数以上の現場閉所を行うものとする。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間、祝日からその翌日に跨ぐ夜間で現場閉所が行っているれば、完全週休2日（土日祝）を達成しているとみなす。

また、営繕工事における1週間は、原則として土曜日から金曜日までの7日間とする。

- (2) 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、監督職員と事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を同一週に指定するものとする。

受注者の責によらず、悪天候の影響により、やむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工が必要な場合があることから、1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週

7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所が行なれば、完全週休2日（土日）を達成しているとみなす。

また、営繕工事における1週間は、原則として土曜日から金曜日までの7日間とする。

- (3) 月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。
- (4) 通期の週休2日とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）以上の水準の状態をいう。
- (5) 4週8休（港湾工事）とは、別紙1「4週8休（港湾工事）における休日の確認方法」による。
- (6) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

6 週休2日交替制の達成判断

- (1) 完全週休2日交替制（土日祝）とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日数が、その週に含まれる土日祝に相当する日数以上の休日を確保した状態をいう。
- (2) 完全週休2日交替制（土日）とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日／7日）以上の水準の状態をいう。
- (3) 月単位の週休2日交替制とは、対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日／28日）以上の水準の状態をいう。
- (4) 通期の週休2日交替制とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日／28日）以上の水準の状態をいう。

（対象工事の選定及び発注方法）

- 第3 発注者は、全ての工事を週休2日工事の対象として発注することを原則とする。
なお、発注者が週休2日工事に適さないと判断した工事は除く。
- 2 発注型式は、完全週休2日（土日）I型、完全週休2日（土日）II型又は4週8休（港湾工事）とする。なお、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、完全週休2日交替制I型又は完全週休2日交替制II型を選定できるものとする。

発注形式の種類は以下に示すとおり。

- (1) 完全週休2日（土日）I型
受注者が、完全週休2日（土日）の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（月単位の週休2日は必須）
- (2) 完全週休2日（土日）II型
受注者が、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（通期の週休2日は必須）
- (3) 4週8休（港湾工事）
- (4) 完全週休2日交替制I型
受注者が、完全週休2日交替制の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（月単位の週休2日交替制は必須）

(5) 完全週休2日交替制Ⅱ型

受注者が、完全週休2日交替制及び月単位の週休2日交替制の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（通期の週休2日交替制は必須）

- 3 営繕工事において、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

【第 I 編】週休 2 日工事

(積算方法)

第4 発注者は完全週休 2 日（土日）I型の積算にあたっては、完全週休 2 日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乘じたうえで当初予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を第8の規定に基づく週休 2 日実施報告により確認後、完全週休 2 日（土日）が未達成であるが月単位の週休 2 日を達成したものについては、月単位の週休 2 日の補正係数に変更し、また、月単位の週休 2 日が未達成のものについては補正係数を除した変更を行うものとし、契約書別記の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。

なお、補正係数は第4項の定めによる。

2 発注者は完全週休 2 日（土日）II型の積算にあたっては、完全週休 2 日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乘じたうえで当初予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を第8の規定に基づく週休 2 日実施報告により確認後、完全週休 2 日（土日）が未達成であるが月単位の週休 2 日を達成したものについては、月単位の週休 2 日の補正係数に変更し、また、月単位の週休 2 日が未達成のものについては補正係数を除した変更を行うものとし、契約書別記の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。

なお、補正係数は第4項の定めによる。

3 発注者は4週8休（港湾工事）の積算にあたっては、4週8休（港湾工事）を達成した場合の補正係数を各経費に乘じたうえで当初予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を第8の規定に基づく週休 2 日実施報告により確認後、4週8休（港湾工事）が未達成のものについては、補正係数を除した変更を行うものとし、契約書別記の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。

なお、補正係数は第4項の定めによる。

4 補正係数

(1) 一般公共（港湾工事、空港工事を除く）、電気設備、機械設備

補正係数	現場閉所の達成状況		
	完全週休2日 (土日祝)	完全週休2日 (土日)	月単位 (4週8休以上)
労務費	1.02	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.02	1.01
現場管理費率	1.03	1.03	1.02

(2) 一般公共（港湾工事（浚渫、構造物、港湾海岸、防舷材・電気防食単独取付け））

補正係数	現場閉所の達成状況
	4週8休 (港湾工事)
労務費	1.02
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03

(3) 一般公共（空港工事（土木工事のみ））

補正係数	現場閉所の達成状況		
	完全週休2日 (土日祝)	完全週休2日 (土日)	月単位 (4週8休以上)
労務費	1.02	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.02	1.01
現場管理費率	1.03	1.03	1.02

(4) 営繕工事、「航空灯火施設工事及び電気施設工事 積算基準」を適用する工事

補正 [*] 係数	現場閉所の達成状況		
	完全週休2日 (土日祝)	完全週休2日 (土日)	月単位 (4週8休以上)
労務費 (複合単価の労務費)	1.02	1.02	1.02
現場管理費	1.01	1.01	—

※ 市場単価及び物価資料の掲載価格の労務費の補正については、別紙2による。

(5) 市場単価方式（港湾工事を除く）

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休2日	月単位	完全週休2日
鉄筋工		1.02	1.02	1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付杵工		1.01	1.01	1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラ一舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
グルービング工		1.00	1.00	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01	1.01	1.01

(6) 市場単価方式（港湾工事）

港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘じ算出

補正後市場単価＝標準市場単価(施工規模等補正後) × 補正係数

名 称	市場単価 補正係数	名 称	市場単価 補正係数
底面工	1.01	車止撤去	1.02
マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.00	電気防食取付	1.02
支保工	1.02	防砂目地板取付工(陸上施工)	1.02
足場工	1.01	防砂目地板取付工(水中施工)	1.02
鉄筋工	1.02	吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.02
吊鉄筋工	1.02	港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)	1.01
型枠工	1.02	ペトロラタム被覆	1.02
コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.02	現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.02
コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.02	現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.02
止水板工	1.02	かき落とし工	1.02
上蓋工	1.02	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.01
伸縮目地工	1.01	汚濁防止枠設置・撤去	1.01
係船柱取付	1.02	灯浮標設置・撤去	1.01
防舷材取付	1.02	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業 船あり・水中目視点検)	1.00
車止・縁金物取付	1.02	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業 船なし)	1.02
係船柱撤去	1.02	異形ブロック製作 型枠工	1.02
防舷材撤去	1.02	異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.02
		異形ブロック製作 紙熱養生	1.01

(7) 土木工事標準単価（港湾工事を除く）

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休2日	月単位	完全週休2日
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
剥離防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエスチル樹脂)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02	1.02	1.02	1.02
機械式接手工		1.02	1.02	1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01
ノンシリコンシリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FPR製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
浸食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02	1.02	1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02	1.02	1.02
耐圧ゴムシリコン管(内壁管)設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02	1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用水切材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02	1.02	1.02

(対象工事である旨等の明示)

- 第5 週休2日に取り組む工事の対象とし、現場閉所の状況に応じて経費の補正を行う場合は、特記仕様書に対象工事である旨等を明示するものとする。
- 2 当初発注時点において、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を設計図書に明示するものとする。
- 3 工事契約後、完全週休2日（土日祝）の取組にあたって、受注者の責によらず土日祝に施工を行わざるを得ない場合は、土日祝に代わる現場閉所日を指定するものとしている。ただし、災害対応等で土日祝に代わる代替日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。
- 4 工事契約後、完全週休2日（土日）の取組にあたって、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとしている。ただし、災害対応等で土日に代わる代替日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。
- 5 やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。
- 6 橋りよう上部工工事、機械設備工事、電気通信設備工事、港湾工事等の工場製作期間と現場据付期間を有する工事においては、現場据付期間のみを対象期間とする。
- 7 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は休工日を翌日以降の作業予定日に振り替えるものとする。
- 8 工事施工中に生じた災害や予期しない現場条件の変化等、受注者の責によらない事情により現場閉所が困難となった場合は、監督職員と協議により週休2日交替制工事に変更することができる。
- 9 夜間作業など、出勤から作業終了まで曜日を跨ぐ場合、作業終了時間から24時間以上の現場閉所を確保できれば、現場閉所を開始した曜日を現場閉所日と取り扱うことができる。
- 10 休工日において、以下の場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。
- (1) 発注者が緊急の作業を要請した場合
 - (2) 現場見学会等の対応を行った場合
 - (3) 現場状況から通行規制が必要となり、交通誘導員を配置するものの、その他的一切の現地作業を行わない場合。
- 11 受注者は別紙3を参考に、週休2日工事である旨を工事掲示板等の公衆が見やすい場所に掲示するものとする。（A3判程度）
- 12 週休2日工事において交替制による週休2日工事を実施する場合、受注者は、施工計画書（当初）の提出前に、現場閉所が困難となる理由を示し、交替制による週休2日の実施について監督職員と協議するものとする。

(受注者の取組内容)

第6 週休2日に取り組む受注者（以下、「受注者」という）は、施工計画書に工程表を添付し発注者に提出する。

- ・ 対象期間中、工事現場において所要の休日を確保し、工程表に休日を明示する。
 - ・ 工程表で定めた休日においては、下請企業を含む工事現場の全労働者を休日とする。
- 2 受注者は対象期間中、やむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、代替日を設定し、事前に発注者と協議する。
- 3 受注者は毎月の工事履行報告書提出時において、実施工工程表に休日取得状況（現場閉所実績）を記入し、発注者の確認を受ける。但し、港湾工事については別紙1の確認方法による。
- 4 受注者は週休2日の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。

（発注者の取組内容）

第7 ウィークリースタンス等を徹底することにより、受注者の週休2日の取組に協力すること。

- 2 発注者は受注者に対して週休2日確保の取組に支障が出ないよう、全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するよう努めるなど、工程調整等に配慮し、工程（工期）の変更等に柔軟に対応する。
- 3 発注者は緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が生じるような指示等を行ってはならない。
- 4 発注者による現場閉所の状況の確認は月1回程度を目安とし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

（週休2日の実施報告）

第8 受注者は、週休2日の取組結果について、工事完成届を提出する日の20日前（土日等含む）までに、現場閉所日が記載された実績工程表を監督職員に提出するものとする。

- 2 受注者は、休日が確保されていることがわかる資料（下請企業を含む、作業日報や週報、出勤簿等のいずれか）を監督職員に提示するものとする。
- 3 受注者の責により20日前までに実績工程表の提出がされない場合は、第9の規定を適用しないとともに、第4の規定に準じ、補正係数を除した変更を行うものとする。

（工事成績評定における評価、達成証明）

第9 発注者は、週休2日の達成を確認した場合、請負工事施工成績評定要領の別記様式第1「工事成績採点表」における考查項目「9.働き方改革特別加点」において、当該各号に定めるとおり評価するものとする。

- (1) 完全週休2日（土日祝）の達成 2点加点評価する。
 - (2) 完全週休2日（土日）の達成 1.5点加点評価する。
 - (3) 月単位の週休2日及び4週8休（港湾工事）の達成 1点加点評価する。
 - (4) 明らかに受注者側の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合 2点減点評価する。
- 2 営繕工事については、成績評定実施要領において「休日・代休の確保」を標準の評

価項目として設定していることから、週休2日を確保した場合においても従来と同様に適切に評価する。

- 3 発注者は、現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の達成が確認できた場合、完成検査終了後、別紙4の様式により現場の閉所状況に応じた週休2日達成証明書を主任技術者（又は監理技術者）1名に発行するものとする。但し、共同企業体（JV）で施工した工事においては、各構成員の主任技術者（又は監理技術者）1名に発行するものとする。

【第Ⅱ編】週休2日交替制工事

(積算方法)

第10 発注者は、完全週休2日交替制I型の積算にあたっては、完全週休2日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乘じたうえで当初予定価格を作成するものとする。

なお、休日率の達成状況を第14に規定に基づく週休2日実施報告により確認後、完全週休2日交替制が未達成であるが月単位の週休2日を達成したものについては、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更し、また、月単位の週休2日交替制が未達成のものについては、補正係数を除した変更を行うものとし、契約書別記の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。

なお、補正係数は第5項の定めによる。

2 発注者は完全週休2日交替制II型の積算にあたっては、完全週休2日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乘じたうえで当初予定価格を作成するものとする。

なお、休日率の達成状況を第14の規定に基づく週休2日実施報告により確認後、完全週休2日交替制が未達成であるが、月単位の週休2日を達成したものについては、月単位の週休2日の補正係数に変更し、また、月単位の週休2日が未達成のものについては補正係数を除した変更を行うものとし、契約書別記の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。

なお、補正係数は第5項の定めによる。

3 なお、休日日数の割合（休日率）の算出方法は、以下による。

休日日数の割合（%） = 当該工事における休日日数／作業期間*

* 下請けの場合、作業期間は施工体制台帳上の工期から対象外の期間を除いて設定する。

【休日日数の割合の平均（休日率）の算出例】

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均
A建設	●●	300	90	30.0%	28.9%
	■■	300	80	26.7%	
	◆◆	300	84	28.0%	
	▲▲	300	90	30.0%	
B建工(一次下請)	○○	200	60	30.0%	4週8休以上
	□□	200	65	32.5%	
C電設(二次下請)	××	100	25	25.0%	

工事着手前に確認

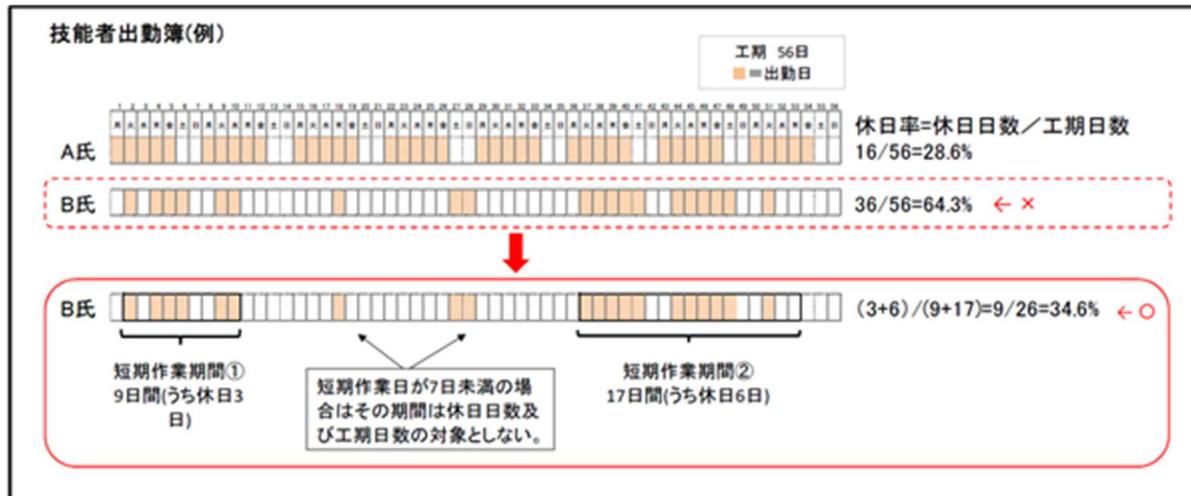
工事完成時に確認

(表中の工期日数を作業期間と置き換えるものとする)

(引用：国土交通省東北地方整備局 週休2日交替制適用工事の試行における東北地方整備局の運用方針)

4 短期作業期間が偏在する作業形態の作業員については、短期作業期間のみを合計した期間を集計期間とし、短期作業期間と短期作業期間の間の作業のない中抜け期間は休日日数を算出する際の休日日数及び作業期間の対象としない。短期作業期間の定義は、作業日が7日以上ある場合とし、作業日が7日未満の場合は週休2日が成立しないことから、その期間は休日日数及び作業期間の対象としない。

【短期作業期間が偏在する作業形態の作業員における休日日数の割合の算出例】



(図中の工期日数を作業期間と置き換えるものとする)

(引用：国土交通省東北地方整備局 週休2日交替制適用工事の試行における東北地方整備局の運用方針)

5 補正係数

(1) 一般公共（港湾工事、空港工事を除く）、電気設備、機械設備

補正係数	休日率の達成状況		
	完全週休2日 (土日祝)	完全週休2日 (土日)	月単位 (4週8休以上)
労務費	1.02	1.02	1.02
現場管理費率	1.03	1.03	1.02

(2) 一般公共（空港工事（土木工事のみ））

補正係数	休日率の達成状況		
	完全週休2日 (土日祝)	完全週休2日 (土日)	月単位 (4週8休以上)
労務費	1.02	1.02	1.02
現場管理費率	1.03	1.03	1.02

(3) 市場単価方式（港湾工事を除く）

第1編第4項第5号の規定による。

(4) 土木工事標準単価（港湾工事を除く）

第1編第4項第7号の規定による。

(対象工事である旨等の明示)

- 第 11 入札公告の際、特記仕様書に「完全週休 2 日交替制 I 型」又は「完全週休 2 日交替制 II 型」の対象であることを明示するものとする。
- 2 工事契約後、週休 2 日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず交替制による週休 2 日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して交替制による週休 2 日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。
- 3 やむを得ず交替制による週休 2 日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とする。
- 4 橋りよう上部工工事、機械設備工事、電気通信設備工事等の工場製作期間と現場据付期間を有する工事においては、現場据付期間のみを対象期間とする。
- 5 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休日に作業する場合は休日を翌日以降の作業予定日に振り替えるものとする。
- 6 夜間作業など、出勤から作業終了まで曜日を跨ぐ場合、作業終了時間から 24 時間以上の休日を確保できれば、休日を開始した曜日を休日と取り扱うことができる。
- 7 休日において、以下の場合は、休日として取り扱うことができる。
- (1) 発注者が緊急の作業を要請した場合
 - (2) 現場見学会等の対応を行った場合
 - (3) 現場状況から通行規制が必要となり、交通誘導員を配置するものの、その他的一切の現地作業を行わない場合。
- 8 受注者は別紙 3 を参考に、週休 2 日工事である旨を工事掲示板等の公衆が見やすい場所に掲示するものとする。(A 3 判程度)
- 9 週休 2 日交替制工事において現場閉所による週休 2 日を実施する場合、受注者は、施工計画書(当初)の提出前に、現場閉所による週休 2 日の実施について監督職員と協議するものとする。

(受注者の取組内容)

- 第 12 受注者の取組内容については、第 I 編第 6 の規定による。

(発注者の取組内容)

- 第 13 発注者の取組内容については、第 I 編第 7 の規定による。

(週休 2 日の実施報告)

- 第 14 受注者は、週休 2 日の取組結果について、工事完成届を提出する日の 20 日前(土日等含む)までに、現場閉所日が記載された実績工程表を監督職員に提出するものとする。
- 2 受注者は、技術者及び技能労働者の休日率の達成状況が確認できる既存資料等(下請企業を含む、出勤簿、工事日誌、休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等)を監督職員に提示するものとする。
- 3 受注者の責により 20 日前までに実績工程表の提出がされない場合は、第 15 の規定を適用しないとともに、第 10 の規定に準じ、補正係数を除した変更を行うものとする。

(工事成績評定における評価、達成証明)

第15 発注者は、週休2日の達成を確認した場合、請負工事施工成績評定要領の別記様式第1「工事成績採点表」における考查項目「9.働き方改革特別加点」において、当該各号に定めるとおり評価するものとする。

- (1) 完全週休2日（土日祝）の達成 2点加点評価する。
- (2) 完全週休2日（土日）の達成 1.5点加点評価する。
- (3) 月単位の週休2日の達成 1点加点評価する。
- (3) 明らかに受注者側の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合 2点減点評価する。

2 発注者は、休日率が28.5%（8日／28日）以上の達成が確認できた場合、完成検査終了後、別紙4の様式により現場の閉所状況に応じた週休2日達成証明書を主任技術者（又は監理技術者）1名に発行するものとする。但し、共同企業体（JV）で施工した工事においては、各構成員の主任技術者（又は監理技術者）1名に発行するものとする。

(その他)

第 16 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則 (平成 29 年 9 月 12 日建技第 399 号)

この要領は、平成 29 年 10 月 1 日から施行し、施行日以前に「県土整備部所管工事における担い手確保対策の取組について（平成 29 年 2 月 28 日付け建技第 708 号）」に基づく完全週休 2 日制を推進する工事に選定している工事にも適用する。

附 則 (平成 30 年 2 月 6 日建技第 658 号)

この要領は、平成 30 年 2 月 6 日から施行し、施行日以前に完成済みのモデル工事にも適用する。

附 則 (平成 30 年 7 月 13 日建技第 298 号)

この要領は、平成 30 年 8 月 1 日以降、入札公告に付す工事に適用する。

附 則 (平成 31 年 2 月 27 日建技第 739 号)

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降、入札公告に付す工事に適用する。ただし、達成証明書の発行については、平成 31 年 2 月 27 日から試行し、既に発行済みの工事についても全て新様式で再発行する。

附 則 (令和元年 12 月 12 日建技第 542 号)

この要領は、令和 2 年 1 月 1 日以降、入札公告に付す工事に適用する。

附 則 (令和 2 年 3 月 31 日建技第 800 号)

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日以降、入札公告に付す工事に適用する。

附 則 (令和 2 年 5 月 28 日建技第 107 号)

この要領は、令和 2 年 7 月 1 日以降、入札公告に付す工事に適用する。

附 則 (令和 2 年 10 月 1 日建技第 416 号)

この要領は、令和 2 年 10 月 1 日以降、入札公告に付す工事に適用する。

附 則 (令和 3 年 3 月 16 日建技第 796 号)

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日以降、入札公告に付す工事に適用する。

附 則 (令和 3 年 9 月 24 日建技第 495 号)

この要領は、令和 3 年 10 月 1 日以降、入札公告に付す工事に適用する。

附 則 (令和 4 年 3 月 25 日建技第 983 号)

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日以降、入札公告に付す工事に適用する。

附 則 (令和 5 年 1 月 18 日建技第 682 号)

この要領は、令和 5 年 2 月 1 日以降、入札公告に付す工事に適用する。

附 則 (令和 6 年 1 月 15 日建技第 688 号)

この要領は、令和 6 年 2 月 1 日以降、入札公告に付す工事に適用する。

附 則 (令和 6 年 9 月 13 日建技第 476 号)

この要領は、令和 6 年 10 月 1 日以降、入札公告に付す工事に適用する。

附 則 (令和 7 年 9 月 11 日建技第 408 号)

この要領は、令和 7 年 10 月 1 日以降、入札公告に付す工事に適用する。

4週8休（港湾工事）における休日の確認方法

1 休日の確認方法

- ・ 工事着手日から工事完了日（後片付け含む）までの期間、「現場閉所単位」においては前週の閉所の実績及び次週の閉所予定を記載した「週間工程表」を、「個人単位」においては技術者等全員の「休日取得状況を記した一覧」を発注者に提出し、休日を確認する。
- ・ 閉所日に品質確保や安全確保にかかる軽微な作業、地域行事等によりやむを得ず少數の出勤者が生じた場合は、「週間工程表」または「休日取得状況を記した一覧」に当該出勤者の出勤日について、出勤日、代休日を記載する。また、当該出勤者の出勤日について「4週8休」が確保されていれば、閉所（休日を確保）したものとみなす。
- ・ 各休日の評価に関する確認方法の詳細については、別添を参照。

1 4週8休の確認方法（土曜日起算）

- ① 起算日は、工事着手日以降の最初の土曜日からとし、4週間を1期間とする（4週間単位で確認）
 ② 1期間(4週間)内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合では、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。
 ③ 1期間(4週間)内に祝休日が1日ある場合では、その期間に9日間の閉所日があることを確認する(祝休日も評価対象)。
 ④ 工事着手日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない(例えば、月曜日が工事着手日の場合では、その週の月曜日から金曜日までの5日間は評価対象としない)。
 ⑤ 工事完了日直前の1期間の末日となる全曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない(例えば、15週目の火曜日が工事完了日の場合は、1~2週目の金曜日までを評価対象とし、1~3週目の土曜日から1~5週目の火曜日までの18日間は評価対象としない)。

	土	日	月	火	水	木	金
①			工事着手日		④ 評価対象外		
1週間目	起算日						
2週間目							
3週間目							
4週間目					2週目土曜日分の休日		
5週間目					3週目土曜日分の休日		
6週間目					4週目土曜日分の休日		
7週間目				5週目土曜日分の休日			
8週間目			6週目土曜日分の休日				
⋮							
12週間目							
13週間目		⑤ 評価対象外					
14週間目		⑤ 評価対象外					
15週間目		⑤ 評価対象外	工事完了日				

(2)
1期間目
(3)
2期間目
(4)
3期間目

■ 作業日 ■ 閉所日

2 4週8休の確認方法（月曜日起算）

- ① 起算日は、工事着手日以降の最初の月曜日からとし、4週間を1期間とする（4週間単位で確認）
 ② 1期間(4週間)内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合では、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。
 ③ 1期間(4週間)内に祝休日が1日ある場合では、その期間に9日間の閉所日があることを確認する(祝休日も評価対象)。
 ④ 工事着手日が火曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない。(例えば、水曜日が工事着手日の場合では、その週の水曜日から日曜日までの5日間は評価しない)
 ⑤ 工事完了日直前の1期間の末日となる日曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない(例えば、15週目の木曜日が工事完了日の場合は、1~2週目の日曜日までを評価対象とし、1~3週目の月曜日から1~5週目の木曜日までの18日間は評価対象としない)。

	月	火	水	木	金	土	日
①			工事着手日		④ 評価対象外		
1週間目	起算日						
2週間目							
3週間目				3週目土曜日分の休日			
4週間目		3週目土曜日分の休日		4週目土曜日分の休日			
5週間目							
6週間目					5週目土曜日分の休日		
7週間目					6週目土曜日分の休日		
8週間目			7週目土曜日分の休日	休日	8週目土曜日分の休日	9週目土曜日分の休日	
⋮							
12週間目							
13週間目		⑤ 評価対象外					
14週間目		⑤ 評価対象外					
15週間目		⑤ 評価対象外	工事完了日				

(2)
1期間目
(3)
2期間目
(4)
3期間目

■ 作業日 ■ 閉所日

営繕工事等における市場単価及び物価資料の掲載価格の労務費の補正

1. 「営繕工事 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格」の補正方法

市場単価と補正市場単価は、以下の表A-2、表E-2及びM-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

(参考)

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)ロ. 基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及びM-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表A－2 建築工事の補正率

工種	摘要※	月単位の週休2日促進工事 及び 完全週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事(ビニル系材)	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事(ビニル系材)	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E－2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日促進工事	
		及び	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ホンディング	1.01	1.18
	ブルボックス	1.01	1.13
	ブルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

表M－2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日促進工事	
		及び	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンバー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22

※A3判程度とする

工事現場における週休2日工事実施明示の例

この工事は、岩手県国土整備部週休2日工事です。

建設現場の働き方改革を推進するため、土曜・日曜・祝日の休工に取り組んでいます。

受注者 ○○建設株

電話 0190-00-0000

工事現場における週休2日交替制工事実施明示の例

この工事は、岩手県国土整備部週休2日交替制工事です。

建設現場の働き方改革を推進するため、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組んでいます。

受注者 ○○建設株

電話 0190-00-0000

週休2日達成証明書

受注者	
主任（監理）技術者	
工事名	
工事請負金額	¥
実施型式 (該当するものに○)	週休2日工事 週休2日交替制工事
週休2日達成状況 (該当するものに○)	完全週休2日（土日祝） 完全週休2日（土日） 月単位（4週8休） 通期（4週8休） 4週8休（港湾工事）
完成年月日	年 月 日

上記工事は、岩手県県土整備部週休2日工事実施要領に基づき、週休2日を達成したことと証明します。

年 月 日

○○広域振興局土木部
○○土木センター所長 印

【参考】週休2日運用基準別一覧（令和7年）

基準別	内 容	補正係数								工事成績評定 (営繕工事を除く)	その他		
		一般公共(土木)		空港工事		港湾工事	営繕工事						
		現場閉所	交替制	現場閉所	交替制								
完全週休2日 (土日祝)	・各週において土曜日、日曜日及び祝日の現場閉所を原則とする ※すべての週で同一週の土日祝に相当する日数の現場閉所は必須	労務費 1.02	労務費 1.02	労務費 1.02	労務費 1.02			労務費 1.02		+2.0	・やむを得ないと認められる場合は、土日祝に代わる現場閉所日を設定できる		
完全週休2日 (土日)	・各週において土曜日及び日曜日の現場閉所を原則とする ※すべての週で2日の現場閉所は必須	労務費 1.02	労務費 1.02	労務費 1.02	労務費 1.02			労務費 1.02		+1.5	・基本として完全週休2日（土日）の補正係数で発注 ・やむを得ないと認められる場合は、土日に代わる現場閉所日を設定できる		
4週8休 (月単位)	・すべての月で4週8休以上	労務費 1.02	労務費 1.02	労務費 1.02	労務費 1.02			労務費 1.02		+1.0			
4週8休 (港湾工事)	・対象期間のすべての単位期間（4週間ごと）で4週8休以上					労務費 1.02				+1.0	・対象期間が1期間に満たないものは、対象期間の全てを評価対象外とする		
4週8休 (通期)	・対象期間において4週8休以上	労務費 -	労務費 -	労務費 -	労務費 -			労務費 -		±0			
上記以外	・上記が達成できない場合	無し								±0	※但し、取り組む姿勢が見られなかった場合は「-2.0点」とする。		